

課税標準の特例を受ける償却資産（令和7年12月現在で主なもの）

地方税法（第349条の3、附則第15条）に規定された下表（一部抜粋）の償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

なお、特例適用には一定の要件がありますので、事前に税務課資産税係までご確認ください。

特例対象資産	特例率	添付書類（一例）	根拠規定
農業協同組合等の共同利用に供する機械装置	取得後3年間 1/2		地方税法第349条の3 第3項
内航船舶	1/2		地方税法第349条の3 第5項
汚水又は廃液の処理施設	1/2	特定施設設置（使用、変更） 届出書の写し	地方税法附則第15条 第2項第1号
ごみ処理施設	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可 申請書の写し	地方税法附則第15条 第2項第2号
一般廃棄物の最終処分場	2/3		地方税法附則第15条 第2項第3号
下水道除外施設	4/5	除外施設設置届出書の写し	地方税法附則第15条 第2項第5号
再生可能エネルギー発電設備（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス）	取得後3年間 1/2～6/7 R8.3.31までに取得したもの	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し、電気事業者との特定契約書の写し	地方税法附則第15条 第25項
中小企業等が市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備	賃上げ表明：なし (R5.4.1～R7.3.31)	取得後3年間 1/2	・先端設備導入計画に適合する認定書と市商工観光課に提出された書類一式の写し (賃上げ方針表明による特例率の敵意を希望する場合) ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書面
	賃上げ表明：あり (R6.4.1～R7.3.31)	取得後4年間 1/3	
	賃上げ表明：あり (R7.4.1～R9.3.31)	取得後3年間 1/2	
	賃上げ表明：あり (R7.4.1～R9.3.31)	取得後5年間 1/4	